

規制改革会議 医療タスクフォース 議事録（第12回）

1. 日時：平成20年10月29日（水）12:53～13:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第2共用会議室
3. 議題：「IT化の推進による支払基金の業務効率化、保険者機能の強化」について
4. 出席者：

（厚生労働省）

保険局保険課長 田河慶太 氏

保険局医療課保険医療企画調査室長 小野太一 氏

保険局医療課企画官 宇都宮啓 氏

（社会保険診療報酬支払基金）

総合企画部長 阿萬哲也 氏

（規制改革会議）

松井主査、阿曾沼専門委員、長谷川専門委員

○事務局 それでは、「IT化の推進による支払基金の業務効率化、保険者機能の強化」ということで、まず厚生労働省からご説明いただきましてから、質疑応答ということにさせていただきたいと思います。

この後の第13回の関係で、目安としては13時半頃には終えたいと考えておりますので、説明は簡略によりしくお願いいたします。

○宇都宮企画官 保険局医療課企画官の宇都宮でございます。よろしくをお願いいたします。

私の方から最初の2の①のIT化の十分な活用により、審査の効率化や審査の質の向上云々というところについてでございますが、時間がないということですので、簡単に説明させていただきます。

回答に書いてございますように、診療報酬というのは、良質な医療サービスに対して設定するものでありまして、主に審査の効率化や電子的データの収集等の観点から設定するというのはちょっと違うのではないかとということでございます。

また、プログラムによる点数計算を不要とする仕組みの変更を行ったとしても、人間が行う審査の質に対する効果があるかどうかということについては、疑問であるということでございます。

ただ「なお」と書いてございますが、今年の診療報酬改定時に合わせまして、公表しました電子点数表におきましては、基礎的な診療報酬算定ロジックをデータ形式で符号化するなど、ベンダーさんのご意見も聞きながら、ベンダーや医療機関の事務負担の軽減につながるというような取組みを行ったところでございます。

①については、以上です。

○田河課長 ②でございますが、直接審査における保険医療機関等の事前の合意を廃止した場合に、どの程度紛争が増加するかということについては、具体的にお示しすることは困難でございますが、今の支払基金でも、再審査の数はかなりのものになっております。そうしたものが紛争につながる可能性はあると思っております。また、紛争処理にあらかじめルールづくりをしておけば対応可能というご指摘につきましては、もともと直接審査に同意がない場合の議論でございますので、そうしたルールをつくることはなかなか難しい面も考えられますが、具体的な要望があれば、保険者など関係者の意見を伺い、検討したいと考えてございます。

③でございます。上記の事前合意の廃止までの環境整備が整うまでの間ということで4点ご指摘がございますが、回答の欄にお示ししておりますように、直接審査支払に係る医療機関の同意要件については、私どもは廃止を前提としてはいないところでございますが、まず最初のポツ、集合契約のような仕組みについては、私どもはまず特定検診等の状況を踏まえながら考えるべきと思っております。

2番目の報奨金のようなお話でございますが、ご提案の内容は事務処理負担を軽減するためとなっておりますが、どういう事務処理負担になるのか。あるいは報奨金と書いておりますが、その報奨金の性格、そうしたものの内容が明らかでないために、お答えすることは困難でございました。

そして、公正な審査のみなし規定の導入でございますが、調剤レセプトに係る直接審査の実施状況を我々も見たいと考えております。また、調剤レセプトにつきましては、医科レセプトと調剤レセプトの突合というのが非常に大きな比重を占めておりますが、突合前に医科レセプトの方は、支払基金による審査を経ております。

そういうものでございますが、医科・歯科レセプトについては、その審査の内容等が違いますので、調剤レセプトと同様の規定を導入することについては、慎重に検討する必要もあると考えております。

次に審査基準の公開でございますが、ご指摘の支払基金の審査委員会で定めた審査基準が具体的に意味するところは、我々もはっきりしておりませんでした。支払基金の各支部における審査基準として、医学的な判断が標準化可能なレベルに収められた事例については、支払基金のホームページにおいて既に公開済でございます。

また、厚生労働省としても、電子点数表をホームページで公表するとともに、支払基金に対しても、20年の診療報酬改定を踏まえた新たなASPロジックの作成及び審査における一般的な解釈事例の新たな内容の公開を進めるよう指示したところでございまして、この夏に、既に支払基金のホームページにおいても公開がされております。

④のお話でございますが、柔道整復師につきましては、個々の柔道整復師の同意が既に得られております。そういうことでご指摘の審査体制が可能となっているものでありまして、医科レセプトについて、事前の医療機関の同意が必要であると同様であると考えております。

○宇都宮企画官 続きます、3ページの(2)の①でございますが、都道府県ごとのデータ、格差があるのであれば、その理由についての見解ということでございます。

まず都道府県ごとのデータにつきましては、資料の一番最後の6ページに横長の表として付けさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。これをごらんいただきますとおわかりになりますように、審査における1件当たりの査定金額は約1万9,000円の請求に対して、平均38円ということございまして、最高は69円から、最低は11円までばらつきはございますが、査定金額が高い順に北海道、大阪、福岡、金額が低い順に富山、長野、秋田、岐阜ということございまして、一般的に医療費の額が高いところでは、1件当たりの査定金額が高いという傾向にあるものと承知してございます。

また、査定額が相対として大きくないことにつきましては、支払基金として長きにわたり、医療機関に対して保険診療のルールを守るよう指導してきたことも大きな要因であると考えてございます。

支払基金は1か月という限られた期間で、単月のレセプトのみで審査を行うという制約の下に、膨大なレセプトを審査しているということございまして、他方、保険者の方は期限の定めなく、複数月のレセプトを縦覧して点検した上で、再審査を行っているという違いがございますが、それにもかかわらず、再審査請求を行って査定されるのは、原審査の3分の1程度であると承知してございます。

支払基金による審査につきましては、都道府県ごとにある支部の審査会において、医学的見地も踏まえて審査上の取扱いが決められているものと理解してございます。その取扱いを全国的に統一するためには、専門家で議論し、議論した結果を再度フィードバックしながら収れんしていくこととなりますが、支払基金においては、適宜、支部に対して基金本部回答を発出して、審査上の取扱いの周知徹底を図るとともに、審査に関する支部間差異解消のための検討委員会や、審査情報提供検討委員会を設置するなど、支部間の差異を解消するための取組みを積極的に行っているものと聞いているところでございます。

また、医科と歯科の査定率の差異につきましては、医科点数表と歯科点数表は、おのおの診療の特性に応じて、別個な診療報酬体系として定めているものでございまして、一概に医科と歯科の査定率の差異を比較することは困難ではないかと考えているところでございます。

4ページの②でございますが、厚生労働省としましては、社会保険診療報酬支払

基金法の第28条及び第29条に基づきまして、支払基金の各都道府県支部において、診療報酬の算定方法、保険医療機関及び保険医療養担当規則等を踏まえた適切な審査が行われるよう、必要に応じて指導を行うこととしているところでございます。

「なお」として「⑤」と書いてございますが、これは「①」の誤植でございます。3ページの①の3で述べたとおり、支払基金におきましては、適宜、支部に対して基金本部回答を发出して、審査上の取扱いの周知徹底を図るということでございまして、今回DPCの審査につきましても、全国統一の基準に基づいて行う方針を決定しておるということでございまして、厚生労働省としては、こういったことに必要に応じて、助言、協力を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○田河課長 (3)の事務所の設置でございますが、①の設置数の根拠は支払基金法の第3条におきまして「基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府県に置く」とされております。

②でございますが、オンライン化が完了すれば、1か所に集約する方が望ましいのではないかとということでございました。

支払基金の都道府県支部におきましては、レセプト審査のみならず、長年にわたって医療機関に対して訪問指導あるいは面接等を行い、保険診療ルールを守るよう指導を行い、定着も図ってきたところでございます。

また、保険医療機関の指定や指導監督といった医療保険行政については、これまでも都道府県単位で運営されてきましたが、医療制度改革においても、その方向は一層重視されております。政管健保なども都道府県単位の上になっていくということでございますが、そうしたことから、都道府県単位の行政との密接な連携が重要であろうと思っております。

支部ごとに幹事会を設け、保険者、被保険者との会合等も行われておりますし、實際上、審査員の確保という実務上の問題もあろうかと思っております。したがって、1か所に集約することは、我々としては望ましいとは考えておりません。

(4)は支払基金の常勤役員についてでございます。支払基金の理事会は、保険者、被保険者、診療担当者及び公益の代表から構成されておりますが、常勤役員の選任についても法人運営に責任を持つ支払基金の理事会において、適切な人材を選任していると承知しております。

以上でございます。

○事務局 どうもありがとうございます。

早速ですが、質疑応答ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松井主査

田河さん、木で鼻をくくるような回答をされてますが、今までに行われたヒアリングの議事録をお読みになっていきますか。これは政治問題になりますよ。そもそも、一体IT化とは何だと思ひなのですか。レセプトのオンライン化は、まだIT

化の入口に過ぎません。その後、電子カルテ等も含めてやっていこうという中で、今のお答えは何ですか。これを国民の前で言えますか。114 円の審査支払手数料を 6 円下げて「電子化によって合理化しました」と、いろいろな理由をつけて説明されていますけれども、これを国民の前で言うことができますか。

申し上げておきますが、この支払基金の問題は、これからマスコミが大きく取り上げるでしょう。指導する立場にある厚生労働省はこう言っているというのも、事実がそのままマスコミに伝わりますよ。国民が知ったらどう思うでしょうかね。

この審査支払手数料を払っている健保は、今、大変な赤字になりつつある。政管健保に至っては既に膨大な赤字だ。共済や健保から赤字補填してくれという話すらでてきている。電子化というのは、ほかの分野のどんな例を見ても、仕組みがドラスティックに変わるんです。ですから、支払基金においても、その仕組みや業務プロセスを抜本的に変えてください、具体的にはどのようにされるのですか、そう聞いているのです。しかし、そのお答えは、「いろいろ努力しています。その合理化効果は価格でいえばレセプト 1 枚あたり数円です。これで勘弁してください」。国民がこれで納得すると思いますか。

○田河課長 私どもも健康保険財政が非常に厳しい状況に置かれているという認識は持っております。そして、健康保険組合は事務負担というものを軽減していたいという思いも当然あると思っている。私どもは健康保険組合を所管しております。

また、そういう状況の中で、この支払基金の理事会にも当然健康保険組合の方も入っていらっしゃる、被保険者の代表あるいは診療側も入っている。そういう中で、手数料についても、これは秋から始まるわけでございますけれども、厳しい折衝をしていく。健康保険組合の側としては、1 円でも下げたいという思いは当然だろうと思います。そういう交渉をこれからまたしていく形になるわけでございます。

○阿曾沼専門委員 支払基金法の中で、手数料をどうやって決めるのかということ、かかった費用を人数で割るんですという組織論ですね。

○松井主査 昭和 23 年に決められた支払基金法で定めているのですよね。もう 60 年経ちますけれども、これについてどうお考えですか。

○田河課長 そういう意味においては、当然、支払基金の運営、コストを下げる努力が求められる。全体のコストを枚数で割るわけですから、そういうことが今までも議論されてきました。

○松井主査 「努力された結果が今の価格だ」と、厚生労働省では認識されているわけですね。今一度申し上げますが、レセプトが電子化されることを前提とした話ですか。平常時のコスト削減とは別の話なんだ。そんなのは、一般の企業は当たり前のようにやっています。平常時でも年 5% や 10% のコスト削減なんて、当たり前の話なんです。そんな数字はドラスティックとは普通言わない。

我々は、2011 年にはオンライン請求が義務化されることが閣議決定で決まってい

るので、その抜本的な変化に基づいたコストを示してほしいと言っているんです。にもかかわらず、示されたのは、見るのも嫌だけれども、「経費 800 億から 50 億削減します。支払事務の人員は 900 人削減できますが、審査を強化するために 500 人はそちらに回します」。まるで話にならない。

しかも、「審査強化でどのくらい健保の負担が軽くなるんですか」と聞いたら「その効果は 40 億です」、「そのために増加するコストは幾らですか」と聞いたら「75 億です」。これでは数字が合わない、全く合理化になっていないではないですかと聞いても、その時の議事録を見たらお分かりになる通り、それに対して合理的な答えは何ら返ってきていません。あなたたちが言っているように、支払基金は民間でしょう。しかし、およそ民間とは思えない。

- 阿曾沼専門委員 厚生労働省サイドの回答の中で私が一番解せないのは、最初の回答です。診療報酬は良質の医療サービスに対して設定しているものとおっしゃっていますが、本当に良質な医療のサービスに対して設定しているのが、今の診療報酬体系ですか。良質な医療サービスというのはどういう定義なのでしょう。私は現実には良質に医療サービスに対してきちんと評価して設定しているとはとても思えないですね。基本的に医療費の配分の方式として点数が決まっているという現実は、みんながわかっていることですね。こういう回答の中で、診療報酬は良質な医療サービスに対して設定するのが前提と建前で議論をすると、議論は段違い平行線ですね。本当にそうなんですか。良質な医療とは何ですか。論理的にご説明ください。

保険で収載された医療がすべて良質でそうでないものは良質でないとも言いたいのですか。我々は医療サービスの良質化というのはこういうふうを考えているわけではありませんが、だからと言ってここでは何も我々は診療報酬体系を抜本的に変えろと言っているわけではありません。診療報酬を審査する支払基金の組織を抜本的に B P R つまり組織改革して、電子化にふさわしい組織にしてくださいと言っているだけです。

I T 化の前提は、ビジネスプロセス・リエンジニアリングがない限り、I T 化の効果は全くないんです。なぜ I T 化するか。組織というものをビジネスプロセス・リエンジニアリングするから、I T 化の効果が出てくるんです。今のワークフローを全く変えずに I T 化して、何の意味があるんですか。I T 化するということの基本的な考え方が全く違うんです。なっていません。

- 松井主査 この計画をもってリエンジニアリングですか。だれが見てもそうは認められない、それをリエンジニアリングだと強弁するんですか。今、阿曾沼さんが言ったように、リエンジニアリングのない I T 化は何の意味もないです。
- 阿曾沼専門委員 なおかつ、我々は I T 化されて 100%レセプト電算になった場合に、現状のワークフローはどう変わるんですかということをお聞きしているのです。組織効率化のためのクリティカルパスはどこなんですか。それをどう改善すると、どうい

うふうに合理化されるんですか、効率化されるんですか。

- 松井主査 今までに提示されている回答では、それらに一切触れていません。
- 阿曾沼専門委員 それを我々は1年以上ずっと求めているんですけども、全く出てこない。組織をどう変えるんですか。
- 松井主査 この計画書を回答とはみなせない。このままでは政治問題になりますよ。
- 田河課長 支払基金の手数料の適正化の見通し等は支払基金の方で出したわけですが、これは支払基金において現場の実務のフロー、またそれを当然健保組合あるいは医療機関の負担を熟知しておるわけですが、そうした関係者の中で議論して、また理事会の中でも議論した上で出してきたものでございます。
- 松井主査 あなたは何を言っているんですか。支払基金が勝手に電子化を決めたんですか。厚生労働行政の一環として閣議決定したんでしょう。あなたたち厚生労働省は、その絵を描く責任があるんです。
- 阿曾沼専門委員 一言で言うと、我々は組織内部でのお手盛りのワークフローの解析と分析とそれに対する対策を打っての効果のデータをくださいと言っているのではないんです。客観性がある、合理性のある、しかも、きちっとしたベンチマーク先がもしあるとすればベンチマークをして、客観的かつ合理的な説明がほしいと言っているんです。今まで皆さんがお出しになった資料は、客観的かつ合理的ではないと我々は判断しているので、それをもう一度持ち帰って、きちっと自ら検証してほしいということです。

今までお出しいただいた内容については、組織のリエンジニアリングを含めて、IT化の効果を最大限生かすための組織改革というものについては、一切触れられていないと我々は認識しております。

- 松井主査 支払基金が作った計画書を隅から隅まで読んでごらんください。
- 阿曾沼専門委員 4/5ページの、支払基金事務所の設置ですが、我々は設置の根拠について問いました。回答は基本項に書いてあるからですという。だから私たちはどうにもならないんですという回答は、一応そうかもしれませんが、我々は各47都道府県の事務所というものを効率化して、なおかつ高質なサービスを保つために、どういうふう組織リエンジニアリングをすべきですかということを聞いているんです。

例えば事務所を各都道府県に置くというのは「各」と書いた途端に、これは全都道府県に置くという解釈なんですか。

- 田河課長 普通はそうだと思います。
- 阿曾沼専門委員 普通はそうなんですか。
- 田河課長 はい。
- 阿曾沼専門委員 必要に応じて各都道府県に置くとは読まない。必要に応じて書いていなければ、すべてに置かないといけないということですか。

- 田河課長 そのように考えています。
- 阿曾沼専門委員 それでは、すべての都道府県に置くことによって、現在のメリット・デメリットというのを客観的かつ合理的にご検証されたことはありますか。
- 田河課長 ここにもお示ししておりますけれども、基金というのはレセプト審査だけを取り上げれば、オンライン化で1か所でもいいではないかというご提案かと思いますが、レセプト審査のみならず、これは実際医療機関を呼んだりあるいは出向いたり、そういう面接指導、訪問指導もございます。
- 阿曾沼専門委員 いいんです。私はそういうことを言っているのではないんです。ワークフローの分析というのは、例えばそれにどのぐらいの人数でどのぐらいの何時間をかけて、労働パフォーマンスがどうなのかということ进行分析するということなんです。ワークフローの分析を示してくださいということを1年にわたってずっと言い続けているんです。我々は情緒的な話を聞きたいわけではないんです。組織を変えるということはそういうことです。情緒的な話を私らは聞きたいわけではありません。ワークフローの分析をして、タイムスタディーをして、どういうふうになっていった、どこに問題があるのか。そういうことを自ら客観的に示した上で、議論をしましょうということ。それでもどうしても47都道府県に置く必然性があるんだっただろうがない。だけれども、その必然性の議論もきちっとしたワークフローの分析をして議論をしましょう。組織というのはそういうものではないですか。組織を変えていく、組織を強くしていくというのはそういうことではないですか。
- 通常、民間の企業の組織にいれば、そんなことは当たり前のことです。みんな汗をかいているんです。支払基金が特殊な民間ではあるにしろ、民間の組織であるんだっただら、そういうことに汗をかくことは当たり前のことです。組織全体で汗をかいて議論しているとは到底思えません。
- 松井主査 この議論はずっと平行線になってしまうかもしれませんから、話を移しましょう。どこの支部でもいいですけれども、今まで支払基金の事務所に行って実際に業務をごらんになったことがありますか。
- 田河課長 行ったことがございます。
- 松井主査 どういう印象を持ちましたか。どういう作業をしていましたか。
- 田河課長 非常にいろんな作業をしていました。正直言います、現業的で、まだ全部オンライン化されていない紙処理の部分はかなりございました。
- 松井主査 いつごらんになりましたか。
- 田河課長 今月ですけれども、そういうところは、確かに仕事の中身が変わるだろうと思います。
- 松井主査 2011年には、ごくごく一部の例外を除いてオンライン請求が義務化されます。

○田河課長 ですから、私が訪問したところでは、確かに今こういう紙処理になっているところは変わっていくだろうと思います。

○阿曾沼専門委員 課長、基本的にその作業がこの業務全体の中で必然なのか、習慣でそうになっているのか、そういうことを判断することがワークフローの分析なんです。やっているから大変だ。それが本当に必然的に必要なものなのか、解消できるものなのか、業務のパスを途中で簡略化できないかどうか、その議論だと思うんです。

○松井主査 我々が言っているのは、現在の話ではないんです。ほぼ完全にオンライン化された後のワークフローはどうなるんだ、抜本的に変わるだろう、そう申し上げている。

例えば、今、緑本を手元に置いてチェックしているわけですが、その手作業は原則的には不要になるでしょう。今はすごい事務負担だと思いますが、これがなくなる。なくなったら一体どうなるんですかと聞いているんです。

○阿曾沼専門委員 確かにいろんな議論があると思います。例えば人がいなくなるのは組合の問題だって、人の問題だって、各地都道府県にいる人たちがどうなるのか。そういう問題があるかもしれません。それは当然あるでしょう。そんなことは当然承知しています。

しかし、まず我々はIT化がきちっと進んだときの組織像と、電子化された後の業務ワークフローはこうあるべきだということを基本的に認識する。しかし、それを実行するためには、現実に合わせて、実態に合わせてやっていかなければいけないロードマップがあるのは当然です。まず示すべき組織感だとか業務ワークフローというものがない中で議論をしても、全く議論が始まらないのではないかと、ということを常々申し上げています。そういった汗をかいた組織としての検討プロセスが全く見えない。

○松井主査 金融でも流通でも、いわゆるIT化というものの事例はいくらでもあるでしょう。

例えば金融。金融商品の多様化や高度化、取引主体の拡大で業務量は10倍、20倍になりましたけれども、それぞれのコストは100分の1になった。なおかつチェックの精度もはるかに上がっている。

支払基金の合理化効果がそこまでになるかはわかりませんが、少なくとも、我々が想定しているのはそういうレベルなんです。1割減る、5%減る、そういう次元ではない。それをずっと申し上げている。

○田河課長 その前提として、すべての審査がコンピュータで終わるとのことなんです。

○松井主査 何を言っているんですか。我々はそんなことは一切言っていないではないですか。

- 阿曾沼専門委員 我々は少なくともスクリーニングをしてくれと言っているんです。100%コンピュータでチェックできないというのは、だれでもわかっていることです。
- だけれども、第1次スクリーニング、第2次スクリーニング、スクリーニングロジックは組めるでしょう。フォーマットにおける形式チェックもできれば、中身におけるスクリーニングロジックを組んでチェックをすることは可能です。そこによって審査のワークフローというのは完全に変わってきます。なぜコンピュータ化してデータがそろっているのに、ロジックというものの検討すら具体的に行われぬのか。
- 田河課長 当然オンライン化が進んで、コンピュータ処理が可能となる。そういうところを踏まえながら、当然、審査の在り方というのを改善していく。
- 松井主査 具体的に何を改善するんですか。
- 田河課長 それは私どもも少しずつプログラムを組んだりしているわけです。私とか基金ですけれどもね。
- 阿曾沼専門委員 レインボーシステムという名のレセプト電算の議論が始まったのが1983年です。1983年にレインボーシステムとあって、レセプトの電算化が始まって30年経っているんです。30年前と今も同じ議論をしているんです。
- 30年もかかって何で30年前と同じ議論をしなればいけないんだ。エクスキューズの議論というのは幾らでもありました。1983年から始まったレインボーシステムだってそうです。これは国保連合会だって、社会保険の支払基金だって、有識者の先生から始まって、厚生労働省から始まってレインボーシステムの検討があったんです。私もその担当の1人でしたけれども、同じ議論をぐじゃぐじゃしています。30年経って何の進歩もない。もっと進歩しましょう。そういうことを申し上げているんです。
- 松井主査 いずれにしろ、この問題は、これから大きくクローズアップされます。厚生労働省がこう言っていたということは全部公表しますから、そのつもりでいてください。
- 阿曾沼専門委員 きっと私もそちら側に座ったら、課題や大変なことは全部言えると思います。全部分かっただ議論です。
- 松井主査 小さな話ではありません。
- 阿曾沼専門委員 そういうことはわかっていますね。
- 松井主査 物すごく重大な問題です。
- 阿曾沼専門委員 すべて飲み込んだ上で、なおかつ厳しく申し上げているんです。ご承知おきいただきたいと思います。
- 松井主査 長谷川さん、何かありますか。
- 長谷川専門委員 やはりITを前提にしてどうするのかという議論、仕組みづくりを考えていただきたいんです。そうでないと、むしろ基金の存続の意義自体が問わ

れかねないと思うんです。

○阿曾沼専門委員 小さな金ではないんです。

○長谷川専門委員 こんな経済の状況ですし、国としてどうやって競争力を維持するのかという話の中でのITです。ITによる審査を前提として、例えば診療報酬の体系もIT化してほしいということをお願いしたし、それを一部やっていただいています。

いまだに2年ごとの改訂で、最後の1か月ぐらいで、駆け込みで診療報酬体系をつくってしまう。その中で、単価を変えるのみならず、考え方までいきなり改訂・公表したりして、ベンダーなどもすごい苦勞するし、現場も苦勞する。そもそも、ITを前提とした仕組みになっていないんです。厚生労働省は、基金等々を指導監督する立場にあると考えておりますが、それがだんだん後退していくようなイメージを受けるんです。

○阿曾沼専門委員 もう一つ私が申し上げたいのは、例えば支払基金の方が真剣に検討したら、色々と問題点が挙ると思います。徹底的に支払基金として効率化をするために、厚生労働省と表面立ってがんがん議論すれば、制度の問題とかいろいろな言いたいことがあるはずですよ。何で支払基金はもっと大きな声で大きな議論をしないんですか。果敢に組織改革のために議論を臨めばいいんです。その議論が明らかに足りない。組織を効率化するというのは、そんなに甘いものではないと思います。

○松井主査 支払基金だけで年間800億円。国保も含めたら、トータル2,000億円のランニングコストを保険者が負担している。何回も言いますが、世間が黙っているはずではないですか。今、健保はばたばたつぶれようとしているんですよ。

○阿曾沼専門委員 支払基金はもっと物言う支払基金であっていいのではないですか。支払基金はどちらに軸足を置くのか。そういう組織観と組織の在り方を問われているんです。何のための支払基金なのか。何のために支払基金があるのか。そういうところを真剣にみんなが汗をかいて考えた上でのアウトプットではないと、我々は納得しないんです。

○松井主査 もう時間ですから、終わります。どうもご苦勞様でした。